

○昭和五十年郵政省告示第六百二十号（無線局免許手続規則第二章第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件）の一部を改正する新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案		現 行	
同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。		同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。	
区分	共通に使用することができる装置	区分	共通に使用することができる装置
一～十（略）	（略）	一～十（略）	（略）
十一 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある携帯無線通信を行う基地局、当該基地局と無線設備を共用する固定局及び陸上移動中継局のうち二以上の無線局相互間	（略）	十一 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、当該基地局と無線設備を共用する固定局及び陸上移動中継局のうち二以上の無線局相互間	（略）
十二～十九（略）	（略）	十二～十九（略）	（略）
二十 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある設備規則第十四条第一項に規定する狭域通信システムの基地局相互間	（略）	二十 無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある設備規則第十四条第一項の表十三の項(二)に規定する狭域通信システムの基地局相互間	（略）
二十一・二十二（略）	（略）	二十一・二十二（略）	（略）

